

コンテナの安全承認板の表示に関する事項

改正規則

海上コンテナ規則

改正事項

コンテナの安全承認板の表示に関する事項

改正理由

安全なコンテナに関する国際条約（CSC 条約）附属書 II においては、コンテナに対する荷重試験の方法が規定されている。しかしながら、現行 CSC 条約では、コンテナの荷重試験における積載荷重とコンテナに加える力の単位について齟齬あったため、IMO において各々を明確にすべく当該条約の見直しが行われ、2013 年 6 月に開催された IMO 第 92 回海上安全委員会（MSC92）において、当該条約の改正が決議 MSC.335(92)として採択された。

当該決議により改正された CSC 条約においては、コンテナの荷重試験における積載荷重及びコンテナに加える力の単位をそれぞれキログラム（kg）及びニュートン（N）とする旨規定し、安全承認板への表記についても同様の単位で表示する旨規定している。

今般、決議 MSC.355(92)に基づき、関連規則を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 用語の定義において、荷重は質量を表す旨等規定した。
- (2) 試験条件の単位について、積載荷重をキログラム（kg）、コンテナに加える力をニュートン（N）で示すよう統一した。
- (3) コンテナの安全承認板において、ラッキング試験力の単位の表示等を改めた。